

北九保地介第3569号
令和3年 3月 2日

居宅介護支援事業所 管理者 様

北九州市保健福祉局地域福祉部
介護保険課長 岩村 恭代

サービス担当者会議等の実施について（通知）

平素より、本市の保健福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

居宅介護支援におけるサービス担当者会議やモニタリングについては、令和2年2月28日付介護保険課長通知（北九保地介第2989号）において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、電話やFAX等を活用するなどの代替措置を講じて実施する臨時的対応を認める旨をお知らせしていました。

しかし、新型コロナウイルス感染症を理由に、これらを実施していないケースが判明したことから、改めて下記のとおり通知しますので、ご確認の上、適切に対応いただきますようお願い致します。

なお、通常どおり実施する場合は、マスクの着用・手指消毒を徹底するなど、感染防止に努めてください。

記

1 サービス担当者会議の実施について

サービス担当者会議の実施は、通常どおり適切な時期に行ってください。特に、

- ①居宅サービス計画を新規に作成する場合
- ②要介護更新認定を受けた場合
- ③要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

の担当者会議の開催は必須です。

ただし、感染のまん延防止の観点から、代替措置として、事業所に対しては文書による事前照会、利用者及び利用者家族に対しては、電話等で援助方針の確認や説明を実施することなども可とします。代替措置を講じた場合は、その概要や経緯を記録してください。

担当者会議を開催すべき時に開催していない場合、感染まん延防止のためであっても減算となります。

また、代替措置を講じた場合であっても、記録がない場合も減算となります。

2 モニタリングの実施について

モニタリングは、通常どおり毎月実施し、その結果を記録してください。

ただし、感染のまん延防止の観点から、代替措置として、利用者の状況等の把握にあたり、電話やFAX等を活用することも可とします。代替措置を講じた場合は、その概要や経緯を記録し保存してください。

モニタリングの実施及び結果の記録を行っていない場合、感染まん延防止のためであつても減算となります。

また、代替措置を講じた場合であつても、記録がない場合は減算となります。

3 臨時的対応の期間

令和2年2月28日付介護保険課長通知発出日以降、当面の間とします。

本通知に係る取扱いを終了する際は、改めてお知らせします。

【担当】

北九州市 保健福祉局 地域福祉部
介護保険課 事業者支援係
TEL : 093-582-2771